

令和6年度における防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正について

防災課

本年1月1日に発生した能登半島地震を踏まえ、本年6月28日に中央防災会議が開催され、防災基本計画の修正が決定されるとともに、同日付で消防庁防災業務計画の修正（「第三部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準」の修正を含む。）を行いました。

各地方公共団体におかれましては、災害対策基本法第40条及び第42条の規定に基づき、両計画の修正事項を踏まえて、地域防災計画を見直していただくようお願いします。

なお、防災基本計画の全文については、内閣府のホームページ（<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>）に、また、消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページ（<https://www.fdma.go.jp/laws/laws/items/bousaigyomukeikaku.pdf>）に掲載していますのでご参照ください。

以下では、両計画の修正事項のうち、消防防災分野の主要なものについて概説します。

① 輪島市大規模火災を踏まえた火災予防対策

木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域における感震ブレーカーの設置や耐震自動消火装置のついた火気設備の使用など、地震災害時等に備えた出火防止対策、住宅用消火器・消火訓練等による初期消火対策、住宅用火災警報器や防災品等による延焼拡大防止対策について定めました。

② 緊急消防援助隊の迅速な進出や効果的な活動による体制強化

緊急消防援助隊について、迅速な進出や効果的な活動による体制強化及び車両・装備資機材の充実を図るとともに、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制を推進することを定めました。

③ 消防団の更なる充実強化に向けた対応

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むとともに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めることにより、地域防災力の充実強化を推進することを定めました。

④ 情報の収集・伝達手段

災害時において、被災地の被害状況を映像等にて情報共有を行うべく、高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等の映像情報等伝達手段の活用を推進するとともに、迅速かつ確実な情報伝達を行うべく、地域衛星通信ネットワーク等を用いた情報伝達手段を確保することを定めました。また、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む救助機関において、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用することを定めました。

⑤ 物資・資機材等の確保

主要な物資・資機材の備蓄として、毛布、携帯トイレ、簡易トイレを追記するとともに、輸送手段の確保に当たっては、総合的・積極的に緊急輸送ができるよう、陸・海・空のあらゆる手段を利用すること、また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも応急対策に必要な物資・資機材等の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保を促進することを定めました。

⑥ 郵便局を活用した取組の推進

防災関係機関及び防災に関し重要な役割を担う民間ボランティア・企業等の多様な主体との協定の締結など協力連携を強化する必要があるため、特に、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した取組の推進を図ることを定めました。

⑦ 災害発生時における外国人の避難支援

外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組を推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう留意することを定めました。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL：03-5253-7525